



# 春 の福井市を 美しくする運動

3月9日(日)～3月16日(日)

私たちの自治会は  
3月16日(日)の8時からです



(予備日 月 日)  
清掃場所：自宅近辺

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)

3 すすんで くふうをこらし 清潔で美しいまちを つくりましょう

実践目標：まちの美化 広がる緑と豊かな心（令和6年4月改定）

- 私たちのまちをみんなの協力できれいにしましょう。
- ごみは種類ごとに分別して、指定の収集日に出しましょう。
- 美しくする運動の中で、捨てない・汚さない心を育てましょう。

主 唱

福井市自治会連合会  
福井を美しくする会連絡協議会  
不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

**[問合せ先]** (ごみの処理などについて不明な点がございましたら、下記所属に連絡ください。)

- |   |   |
|---|---|
| ★不燃粗大ごみ、一般可燃・不燃ごみに関して<br>収集資源センター 35-0052                         | ★可燃粗大ごみに関して<br>クリーンセンター 53-8999                         |
| ★市が管理する道路、側溝の泥土回収に関して<br>福井市役所 監理課 20-5555                        | ★市が管理する水路の泥土回収に関して<br>福井市役所 河川課 20-5492<br>※事前に御連絡ください。 |
| ★市が管理する公園の草に関して<br>福井市役所 公園課 20-5460                              |   |
| ★上記以外の福井市を美しくする運動に関して<br>不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会事務局(生涯学習課内) 20-5361 |   |



ごみの分別に関してはこちらもご覧ください

※詳細は、裏面をご覧ください。

# 一斉清掃で出たごみの処理についてのお願い

## ①ごみステーションに出すごみ

<b>燃やせるごみ</b>	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※量が多い場合、何回かに分けて収集するときがあります。
<b>燃やせないごみ (空き缶・空きびん等)</b>	指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせないごみの日』に、ごみステーションに出してください。 ※清水・越廻地区はそれぞれの専用コンテナに出してください。
<b>草 (道路・神社・河川等)</b>	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、『燃やせるごみの日』に、ごみステーションに出してください。（地区において処理できる場合は、各地区にて処理してください。ただし、野焼きは禁止です。）

◆指定ごみ袋（家庭用）には『自治会名』及び『清掃運動』と書いてください。

◆ごみ袋が多数になる場合は、何回かに分けて各地区的指定日に、ごみステーションに出してください。

## ②持ち込んでいただくごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

<b>燃やせる粗大ごみ</b>	持込期間：3月9日（日）～3月21日（金）ただし、15日（土）、16日（日）、20日（木・祝）は除く。 ◆期間を過ぎてからの持ち込みは <b>有料となります</b> 。 受付時間：3月9日（日）9:00～11:30 3月10日（月）～3月14日（金）8:30～12:00 13:00～17:00 3月17日（月）～3月21日（金）8:30～12:00 13:00～17:00 <b>持込み先：クリーンセンター</b> （福井市寮町50-41 TEL 53-8999） 持める物：木製品、畳、ふとん、じゅうたんなど
<b>燃やせない粗大ごみ</b>	持込期間及び受付時間：同上 <b>持込み先：収集資源センター</b> （福井市南江守町2-1 TEL 35-0052） 持める物：金属製品、自転車（盗難届の有無について要警察確認）など

◆処理手数料減免申請の際必要ですので、**自治会の印鑑（ない場合は自治会長の私印も可能）**を、必ずご持参ください。

◆**産業廃棄物**は下記④「処理困難物」として対応をお願いします。

## ③市が個別に収集可能なごみ（ごみステーションの利用は禁止です。）

<b>市が管理する公園の草</b>	必ず、泥や土を落とし、指定ごみ袋（家庭用）に入れて、公園入口付近の邪魔にならない場所にまとめ、右の入力フォーム又は公園課（20-5460 3月10日（月）～17（月））に場所と個数等を連絡してください。※二次元コード（公園の草回収専用）からの連絡推奨→   （市が管理する公園以外で出た草に関しては、①ごみステーションに出してください）
<b>市が管理する側溝や水路の泥土</b>	後始末は各自治会でお願いします。 ・やむを得ない場合に限り、下記まで事前にご連絡ください。（土のうの場所等） [市道の側溝の泥土：監理課（20-5555）] [市が管理する水路の泥土：河川課（20-5492）] ・回収を依頼する場合、必ずごみ（空き缶等）を取り除いて泥土だけにし、 <b>土のう袋に適度に詰め、袋の口を縛った上で</b> 、邪魔にならない場所にまとめてください。（泥を落とした空き缶等は、①ごみステーションに出してください。） ・泥土以外のごみ、ごみが混在した泥土、袋詰めされていない泥土は回収できません。

※回収には日数かかる場合があります。

## ④自治会で対応していただくごみ（市で処理することができないごみ）

<b>家電4品目</b>	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目につきましては、リサイクルが義務付けられていますので、郵便局でリサイクル券を購入した上で、指定引取場所へ持込みをお願いします。 指定引取場所（日曜・祝日は除く）：池田金属株 TEL 21-3131 日本通運株福井支店 TEL 36-5561
<b>処理困難物</b>	コンクリート、消火器、車の部品、バッテリーなどは、市が収集も処理もできないものです。 処分する場合は、専門の処理業者に依頼してください。 <b>有料となります</b>
<b>パソコン</b>	リサイクルが義務付けられています。処理方法は、各メーカーにお問合せください。 <b>一部有料となります</b>

◆処理費についてはごみステーション美化協力金等をご活用ください。

※家庭のごみは一斉清掃の対象ではありませんのでご注意ください。